

日本司法支援センターの平成21年度業務実績評価に関する項目別評価表

評価の基本方針

- A: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標を達成することが見込まれる状況である。
- B: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、工夫や努力によって中期目標を達成することが見込まれる状況である。
- C: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らすと、中期目標の達成は困難で業務の改善が必要である。

| 中期目標 | 中期計画の各項目 | 年度計画（平成21年度） | 評価の指標 | 実績（要旨） | 自己評価 | 自己評価理由 | 評価 | 評価理由 |
|--|--|---|---|--------|------|--------|----|------|
| 2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項 | 1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置 | 1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置 | | | | | | |
| (1) 総括 | (1) 総括 | (1) 総括 | | | | | | |
| 1 ① 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。 | ① 支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図るとともに、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。 | ① 支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図る。また、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心掛ける。 | 利用者の立場に立った業務遂行への取組状況 昨年度評価：B | | | | | |
| 2 | | | コンプライアンス体制の整備状況についての取組状況 昨年度評価：B | | | | | |
| 3 ② 全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報の周知を図るとともに、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、これを業務運営上の参考とするように努める。 | ② 全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で各事業年度に1回以上、地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行う。 | ② 支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で平成21年度内に1回以上、地方協議会を開催する。 | 利用者及び関係機関等の意見を参考とした当該地域の実情に応じた業務運営へ向けた地方協議会の開催状況 昨年度評価：A | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画の各項目 | 年度計画（平成21年度） | 評価の指標 | 実績（要旨） | 自己評価 | 自己評価理由 | 評価 | 評価理由 |
|------|--|---|---|--------|------|--------|----|------|
| 4 | ③ 支援センターの業務運営の公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保が重要であることを踏まえ、本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を設ける場合には、その人選について特段の配慮をする。 | ③ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会、運営諮問委員会等を設ける場合には、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。 | 地方協議会等の出席者の人選についての配慮状況 昨年度 評価：A | | | | | |
| 5 | ④ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、常勤弁護士確保とともに、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に努める。 支援センターの業務が、多様な分野に及ぶこと等を考慮し、常勤弁護士の採用に当たっては、幅広い人材の中から、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適切でき、総合法律支援への取組に意欲的な人材の確保を図るとともに、支援センターの業務に専従することが支援センターの目的である総合法律支援の担い手としての法曹の能力の涵養にも資することにかんがみ、その実務経験年数をも考慮する。 常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。 | ④ 常勤弁護士の確保 ・常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、弁護士、 司法試験合格者、法科大学院生 等に対する説明を行う。 ・常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習修了直後の者等から常勤弁護士を採用する。 | 契約弁護士・司法書士及び常勤弁護士の確保に向けた取組状況 昨年度 評価：B | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画の各項目 | 年度計画（平成21年度） | 評価の指標 | 実績（要旨） | 自己評価 | 自己評価理由 | 評価 | 評価理由 | |
|-------------------|--|---|--|---|------|--------|----|------|--|
| (2) 情報提供・関係機関連携強化 | (2) 情報提供・関係機関連携強化 | (2) 情報提供・関係機関連携強化 | | | | | | | |
| 6 | ① 弁護士のみならず司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするために、弁護士会・日本弁護士連合会及び司法書士会・日本司法書士会連合会その他隣接法律専門職者団体との連携の強化を図るとともに、連携関係を確保する関係機関・団体の範囲の拡大と連携の強化を図る。 | ① 地方事務所単位で、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築する。 | ① 地方事務所単位で平均68以上の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築 | 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築状況 昨年度 評価：A | | | | | |
| | ② 関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数（※）を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。 （※）連携指数 例えば、連携の度合いを1～4に分類し、 （各関係機関の連携指数の総和）÷ （関係機関の総数×4）×100 | ② 連携指数の上昇 ・内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。 ・各地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。 ・相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係につき、「転送」「予約」を増加させることにより、連携指数（注）の上昇に努める。 （注）連携指数については、以下の計算式により算出することとする。 （「紹介」窓口数×1＋「取次」窓口数×3＋「転送」窓口数×5＋「予約」窓口数×8）÷窓口総数 | ② 関係機関・団体との連携強化・連携先の範囲拡大に向けた取組状況 昨年度 評価：A | | | | | | |
| (3) 民事法律扶助 | (3) 民事法律扶助 | (3) 民事法律扶助 | | | | | | | |
| 8 | ① 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域を含め、その受任者の確保態勢の全国的に均質な確保を図る。 | ① 受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。 | ① 受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。 | 全国的に均質な受任者確保態勢の確保に向けた契約弁護士・司法書士及び常勤弁護士の確保・配置等に関する取組状況 昨年度 評価：B | | | | | |
| | ② 民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者に対するアンケート調査等を実施するなどして、民事法律扶助のニーズの把握に努める。 | ② 民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者等に対するアンケート調査を実施する。 | ② 民事法律扶助のニーズに関し、利用者に対して実施したアンケート等の調査の結果を取りまとめ、事業計画に反映するための検討を開始する。 | 民事法律扶助のニーズを把握するために実施したアンケート調査結果を事業計画に反映するための検討に関する取組状況 昨年度 評価：A | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画の各項目 | 年度計画（平成21年度） | 評価の指標 | 実績（要旨） | 自己評価 | 自己評価理由 | 評価 | 評価理由 |
|-------------|---|--|--|--|------|--------|----|------|
| (4) 国選弁護士確保 | (4) 国選弁護士確保 | (4) 国選弁護士確保 | | | | | | |
| 10 | 国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め、捜査・公判を通じ一貫した弁護士確保態勢の全国的に均質な確保を図る。 | 捜査・公判を通じ一貫した弁護士確保態勢を全国的に均質に確保するため、捜査・公判を通じ一貫して弁護活動を担う弁護士を確保するとともに、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐させ、又は巡回させる。 | ① 契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。 | 全国的に均質な弁護士確保態勢に向けた契約弁護士の確保に関する取組状況 昨年度 評価：A | | | | |
| | | | ② 常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐させる。 | 全国的に均質な弁護士確保態勢に向けた常勤弁護士の確保・配置に関する取組状況 昨年度 評価：B | | | | |
| (5) 司法過疎対策 | (5) 司法過疎対策 | (5) 司法過疎対策 | | | | | | |
| 12 | 地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域の解消に優先的に取り組むこととし、実働弁護士が複数いる地域との距離・交通の便、法律サービスの需要の程度等を考慮しつつ、日弁連等とも連携協力しながら、必要な地域において支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供体制の整備を図る。 | 地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在する地域を除外した「実質的ゼロワン地域」において、法律サービスの需要も考慮しつつ、日本弁護士連合会、単位弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する。 | ① 地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。 | 日弁連等との連携協力の下、実質的ゼロワン地域解消に向けた取組状況 昨年度 評価：B | | | | |
| | | | ② 上記①の地域に近接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。 | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画の各項目 | 年度計画（平成21年度） | 評価の指標 | 実績（要旨） | 自己評価 | 自己評価理由 | 評価 | 評価理由 |
|-------------|---|---|--|--------|------|--------|----|------|
| (6) 犯罪被害者支援 | (6) 犯罪被害者支援 | (6) 犯罪被害者支援 | | | | | | |
| 13 | <p>犯罪被害者の支援に資するサービス提供機関が必ずしも法的紛争解決に関わるものに限られないことに留意し、連携関係を確保する犯罪被害者支援関係機関・団体の範囲の拡大及び連携の強化を図る。</p> <p>① 地方事務所単位で、平均12以上の犯罪被害者支援関係機関・団体と連携・協力関係を構築する。</p> <p>② 関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数（※）を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。 （※）連携指数 例えば、連携の度合いを1～4に分類し、 （各関係機関の連携指数の総和）÷ （関係機関の総数×4）×100</p> | <p>① 地方事務所において、犯罪被害者支援を行う機関・団体の連絡協議会に参加するなどして、連携・協力関係の構築・強化を図る。</p> | <p>犯罪被害者支援関係機関・団体との連携・協力関係構築・強化に向けた取組状況</p> <p>昨年度評価：A</p> | | | | | |
| | | <p>② 契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。</p> | <p>契約弁護士の確保に向けた取組状況</p> <p>昨年度評価なし</p> | | | | | |
| 14 | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画の各項目 | 年度計画（平成21年度） | 評価の指標 | 実績（要旨） | 自己評価 | 自己評価理由 | 評価 | 評価理由 |
|--|--|---|---|--------|------|--------|----|------|
| 3 業務運営の効率化に関する事項 | 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | | | | | | |
| (1) 総括 | (1) 総括 | | | | | | | |
| <p>新たな国の施策である総合法律支援の実施及び体制整備の中核を担う新設の法人であることから、その設立・業務開始時において可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備（「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討を含む。）を図った上で、その業務が国民の権利・利益に直接かかわる極めて公共性・公益性の高いものであることにかんがみ、総合法律支援の充実を図りつつ、サービスの質の向上とともに、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。</p> <p>また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を踏まえ、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により経費の効率化を図る。</p> | <p>① 支援センターは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の責務において実施すべき情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護士確保業務等を一体的に遂行することにより、人的・物的体制の合理化・効率化 ・常勤弁護士制度の導入により、民事法律扶助及び国選刑事弁護につき、その時々々の需要の動向に応じた機動的かつ柔軟な対応等による事件処理の合理化・効率化 ・業務内容に応じた柔軟な雇用形態の採用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討により、経費の合理化・効率化 <p>をそれぞれ図ること等を予定している。</p> <p>支援センターが新規に体制を整備する法人であることからすれば、効率化に係る上記各取組については、中期計画期間中に効率化係数に基づいて段階的に実施するものではなく、可能なものはすべて支援センターの設立・業務開始当初から実施すべきものである。</p> <p>そこで、支援センターにおいては、その設立・業務開始時において、効率化に係る上記各取組を実施することにより、平成18年度における総経費について、上記各取組を行わなかった場合に必要となる総経費に比して20%程度削減するほか、業務運営全般の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を行う。</p> <p>また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を反映するため、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により、経費の効率化を行う。</p> <p>② 業務運営の効率化により、一般管理費（人件費を除く。）の節減を行う。</p> <p>③ 総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。</p> | <p>総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。</p> | <p>効率的かつ円滑な業務運営に向けた取組状況</p> <p>昨年度 評価：A</p> | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画の各項目 | 年度計画（平成21年度） | 評価の指標 | 実績（要旨） | 自己評価 | 自己評価理由 | 評価 | 評価理由 |
|---------------------------|---|--|--|--------|------|--------|----|------|
| (2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化 | (2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化 | (1) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化 | | | | | | |
| 16 | ① 電話による情報提供業務につき一元化するなどの方法により、情報提供業務の効率的遂行を図る。 | ① コールセンターにおける効率的な情報提供 東京都に設置したコールセンターにおいて、業務量に応じた要員を配置するなどして電話による情報提供を集中的・効率的に行う。 | コールセンターにおける情報提供業務の効率的遂行に向けた取組状況 昨年度 評価：A | | | | | |
| 17 | ② 連携関係を有する関係機関・団体における情報提供の拡充（アクセスポイント機能の充実）を図ることによって、支援センターにおける情報提供に関する業務量を軽減するべく、関係機関・団体が支援センターにおいて集約整理した情報（データベース）を活用して自ら情報提供を行う態勢の促進を図る。 | ② 関係機関・団体データベースの活用等 ・内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。 ・地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。 | 関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用への促進に向けた取組状況 昨年度 評価：A | | | | | |
| (3) 民事法律扶助・国選弁護士確保 | (3) 民事法律扶助・国選弁護士確保 | (2) 民事法律扶助・国選弁護士確保・犯罪被害者支援 | | | | | | |
| 18 | 所要の常勤弁護士を確保し、これらの者が業務に専念して十分に事件処理を行うことのできる環境を整備するとともに、複数事件の包括的な委託の活用などにより、業務処理の効率化を図る。 | ① 常勤弁護士採用のための基盤を整備するため、司法研修所等の関係機関に対し、支援センターの業務内容や常勤弁護士の意義などに関する説明を行う。 ② 常勤弁護士確保のために、弁護士会等の関係機関の協力を得て、 司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等 に対する説明会を実施する。 | 常勤弁護士の確保に向けた取組状況 昨年度 評価：B | | | | | |
| 19 | ・常勤弁護士に対する事件の配点や担当事件の管理について所要の配慮措置を講ずることにより、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備する。 | ③ 常勤弁護士が配置された地方事務所において、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備するための配慮措置に関する具体的な方策を検討・立案し、実施する。 | 常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境整備に関する具体的方策の検討・立案及び実施状況 昨年度 評価：A | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画の各項目 | 年度計画（平成21年度） | 評価の指標 | 実績（要旨） | 自己評価 | 自己評価理由 | 評価 | 評価理由 |
|-----------------------------|--|---|--|---|------|--------|----|------|
| 20 | | ④ 常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を年に2回以上実施する。 | 常勤弁護士又は内定者に対する実務研修の実施状況 昨年度評価：A | | | | | |
| 21 | ・複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。 | ⑤ 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、弁護士に対する説明の際などに活用する。 ⑥ 一括契約に基づく事件処理の実務運用について、裁判所、検察庁、弁護士会等関係機関との間で協議を行う。 | 包括的な委託の契約締結に向けた取組状況 昨年度評価：A | | | | | |
| (4) 司法過疎対策 | | (4) 司法過疎対策 | (3) 司法過疎対策 | | | | | |
| 22 | 司法過疎地域における事務所については、支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）と効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、設置の可否を検討することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から適時適切に見直しを図る。 | 支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）及び効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、司法過疎地域に事務所を設置するに際しては、当該地域の法律事務取扱業務量、地域の要望・支援、採算性等の要素を総合勘案して、必要な地に設置することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から適時適切に見直しを行う。 | 上記1(5)の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。 | 司法過疎地域における地域事務所の設置へ向けた取組状況 昨年度評価：B | | | | |
| 4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | | 3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 | 3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 | | | | | |
| (1) 情報提供 | | (1) 情報提供 | (1) 情報提供 | | | | | |
| 23 | ① 利用者にとって身近で利用しやすいものとするべく、情報提供の質・量の向上を図る。 | ① 情報データベース及びFAQデータベースの情報量を平成18年度から平成21年度までの間に20%以上増大する。 インターネットによる提供情報量の増大と検索機能・使いやすさの向上を両立させる。 利用者から適宜の方法によりアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の高い評価を得る。 | ① FAQの充実等 ・コールセンターに寄せられる問い合わせを日常的に分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答を作成する。 ・コールセンターにおいて稼働する者にアンケートをするなどして、質問頻度は低いが作成すべき質問についての答を作成する。 ・新聞記事等を日々分析するなどして、社会情勢や時事的事項により問い合わせが増えそうな質問を想定し、それに対する答を作成する。 ・FAQ、関係機関・団体情報の増大によって検索の速度が落ちることのないよう、日常的に、検索のスピードのテストを実施する。 ・期間を設定し、コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めるとともに、その結果を企画・構成面に反映させる。 | 情報提供の質・量の向上に向けた取組状況 昨年度評価：A | | | | |

| 中期目標 | 中期計画の各項目 | 年度計画（平成21年度） | 評価の指標 | 実績（要旨） | 自己評価 | 自己評価理由 | 評価 | 評価理由 |
|------------|--|---|---|---|------|--------|----|------|
| 24 | ② 情報を求めて訪れた利用者すべてに対して、即日に質の高い情報の提供に努める。 | ② 各地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者のうち、法的紛争解決に資する情報又は犯罪被害者支援に関する情報を求めた者については、全員に対して、即日中に情報を提供する。 | ② 即日中の情報提供 ・多様な法的トラブル、新たな法律の制定等に適切に対応することができるよう、地方事務所の情報提供窓口には、相談窓口等で稼働したことのある経験者、若しくはその資格を有する者を配置する。 ・地方事務所の情報提供窓口に来訪する利用者に対し、即日中に 対応する 。 | 地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者に対する迅速な情報の提供に向けた取組状況 昨年度 評価：A | | | | |
| (2) 民事法律扶助 | | (2) 民事法律扶助 | (2) 民事法律扶助 | | | | | |
| 25 | ① 迅速な援助を提供するという観点から、事務処理方法の工夫等により、援助申込から代理人選任までの期間の短縮を図る。 ② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助の提供に努める。 | ① 迅速な援助を提供するという観点から、援助審査の方法を合理化すること（これまでの合議制方式の審査体制に代えライン決裁方式を活用する、遠隔地居住の申込者について書面審査を活用するなど）などにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成18年度と比較して短縮する。 ② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助を提供する。 | ① 迅速な援助を提供するという観点から、 法律相談援助の相談枠を増加させること及び援助審査の方法を合理化すること などにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成20年度と比較して短縮する。 ② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助を提供する。 | 迅速で充実した援助の提供に向けた取組状況 昨年度 評価：B | | | | |
| 26 | ③ 契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施し、民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る。 | ③ 民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、各地方事務所単位で、各事業年度に1回以上、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。 | ③ 民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、弁護士会及び司法書士会等の協力を得ながら、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。 | 契約弁護士・司法書士に対する研修の実施状況 昨年度 評価：B | | | | |
| 27 | | ④ 平成21年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」のために措置されたことを認識し、民事法律扶助に充てるものとする。 | ④ 平成21年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」のために措置されたことを認識し、民事法律扶助に充てるものとする。 | 補正予算の趣旨を認識した交付金の使用状況 昨年度 評価なし | | | | |

| 中期目標 | 中期計画の各項目 | 年度計画（平成21年度） | 評価の指標 | 実績（要旨） | 自己評価 | 自己評価理由 | 評価 | 評価理由 |
|---|---|---|--|--------|------|--------|----|------|
| (3) 国選弁護士確保 | (3) 国選弁護士確保 | (3) 国選弁護士確保 | | | | | | |
| 28 ① 各地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして、迅速かつ確実に国選弁護人の選任が行われる態勢の確保を図る。 | ① 迅速かつ確実に国選弁護人の選任が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設定する。 | ① 地方事務所ごとに、国選弁護人の選任態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成21年度に1回以上設ける。 | 裁判所、検察庁及び弁護士会が参加する定期的な協議の場の開催状況 昨年度 評価：A | | | | | |
| 29 ② 裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間の短縮を図る。 | ② 裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの所要時間の短縮を図るために、地方事務所ごとに事件類型別の目標時間を設定する。 | ② 地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。 | 指名通知要請を受けてから通知するまでの設定目標時間の達成状況 昨年度 評価：A | | | | | |
| 30 ③ 国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施するなどして、国選弁護人としての活動の充実を図る。 | ③ 国選弁護人としての活動の充実を図る観点から、各地方事務所単位で各事業年度に1回以上、国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。 | ③ 地方事務所ごとに、平成21年度に1回以上、国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。 | 国選弁護士契約弁護士に対する研修の実施状況 昨年度 評価：B | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画の各項目 | 年度計画（平成21年度） | 評価の指標 | 実績（要旨） | 自己評価 | 自己評価理由 | 評価 | 評価理由 |
|---|--|--|--|--------|------|--------|----|------|
| (4) 犯罪被害者支援 | (4) 犯罪被害者支援 | (4) 犯罪被害者支援 | | | | | | |
| 31 ① 犯罪被害者に対し、被害を受けたときからの時間の長短を問わず、その心情に十分配慮した懇切丁寧かつ迅速な情報提供に努める。 | ① 地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。 職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。 | ① 地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。 ② 窓口対応専門職員及び一般職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。 | 被害者の心情に配慮した適切な情報提供の実施に向けた取組状況 昨年度 評価：A | | | | | |
| 32 ② 支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者などやその支援に携わるものの意見を聴取する機会を設ける。 | ② 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設ける。 | ③ 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で平成21年度に1回以上設ける。 | 犯罪被害者及びその支援者の意見聴取に関する取組状況 昨年度 評価：A | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画の各項目 | 年度計画（平成21年度） | 評価の指標 | 実績（要旨） | 自己評価 | 自己評価理由 | 評価 | 評価理由 |
|------|--|--|--|---|------|--------|----|------|
| 33 | ③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図る。 | ③ 各地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保する。 | ④ 地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者に対し適切に紹介を行う。 | 精通弁護士の確保及び犯罪被害者への適切な紹介に関する取組状況 昨年度 評価：A | | | | |
| 34 | ④ 資力の乏しい犯罪被害者が民事法律扶助制度を適切に活用し、損害賠償請求による被害回復を行えるように適切な情報提供に努める。 | ④ 損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対しては、資力の乏しい場合の民事法律扶助制度の利用に関する適切かつ積極的な助言を徹底する。 | ⑤ 資力の乏しい犯罪被害者が、民事法律扶助制度や日弁連委託援助を利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。 | 犯罪被害者に対する適切な情報提供等の支援へ向けた取組状況 昨年度 評価：A | | | | |
| 35 | | | ⑥ 地方事務所ごとに、平成21年度に1回以上、国選被害者参加弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。 | 国選被害者参加弁護士に対する研修の実施状況 昨年度 評価なし | | | | |

| 中期目標 | 中期計画の各項目 | 年度計画（平成21年度） | 評価の指標 | 実績（要旨） | 自己評価 | 自己評価理由 | 評価 | 評価理由 |
|-----------------|--|---|---|---|------|--------|----|------|
| (5) 司法過疎対策 | (5) 司法過疎対策 | (5) 司法過疎対策 | | | | | | |
| 36 | 常勤弁護士の限りある業務量の中で可能な限り利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、司法過疎地域における事務所に配置された常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を図る。 | 常勤弁護士が配置された上記1(5)の地域事務所において、利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・国選被害者参加事件受任業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行うための具体的な方策を企画・立案し、実施する。 | 司法過疎地域における利用者のニーズに応じた常勤弁護士によるサービス提供の在り方の検討及びその実施状況 昨年度 評価：A | | | | | |
| (6) 関係機関連携強化 | (6) 関係機関連携強化 | (6) 関係機関連携強化 | | | | | | |
| 37 | 地方事務所単位で、関係機関との連携を強化するための協議の開催を図る。 | 地方事務所単位で、連携関係にあるすべての関係機関と平成19年度以降各事業年度に1回以上（裁判所・検察庁・弁護士会との間では2回以上）、連携の現状と強化の方策等に関する協議を行う。 | 地方事務所単位での関係機関・団体との連携強化に向けた取組状況 昨年度 評価：A | | | | | |
| 5 財務内容の改善に関する事項 | | | | | | | | |
| (1) 総括 | | | | | | | | |
| 38 | 補助金・寄付金の自己収入増加に努める。 | | | 補助金・寄付金の自己収入増加に向けた取組状況 昨年度 評価：A | | | | |
| (2) 民事法律扶助 | | | | | | | | |
| 39 | 償還を要すべき者の滞納率を引き下げるなどにより、償還金収入の確保に努める。 | | | 償還金収入の確保に向けた取組状況 昨年度 評価：B | | | | |

| 中期目標 | 中期計画の各項目 | 年度計画（平成21年度） | 評価の指標 | 実績（要旨） | 自己評価 | 自己評価理由 | 評価 | 評価理由 |
|--|---|---|---|--------|------|--------|----|------|
| (3) 司法過疎対策 ① 有償事件の受任等による自己収入額を増加させる。 40 ② 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。 | | | 司法過疎事務所における自己収入の増加及び地方公共団体等からの財政支援獲得に向けた取組状況 昨年度評価：A | | | | | |
| 6 その他業務運営に関する重要事項 | 4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 | 5 予算、収支計画及び資金計画 | | | | | | |
| 41 業務の効果的かつ円滑な遂行に必要な人的・物的体制の適切かつ計画的な整備を図る。 | (1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画 | | 予算・収支計画・資金計画の実施状況 昨年度評価：A | | | | | |
| | 5 短期借入金の限度額 | 6 短期借入金の限度額 | | | | | | |
| | 短期借入金の限度額は、33億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。 | 短期借入金の限度額は、33億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。 | 短期借入金 の状況 | | | | | |
| | 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 | 7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 | | | | | | |
| | 重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。 | 重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。 | | | | | | |
| | 7 剰余金の使途 | 8 剰余金の使途 | | | | | | |
| 剰余金は、情報提供に関する業務の充実、新制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実等に充てる。 | 剰余金は、情報提供に関する業務の充実、新制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実等に充てる。 | 剰余金の使途について の状況 | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画の各項目 | 年度計画（平成21年度） | 評価の指標 | 実績（要旨） | 自己評価 | 自己評価理由 | 評価 | 評価理由 |
|------|---|--|---|--------|------|--------|----|------|
| | 8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項 | 9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項 | | | | | | |
| 42 | (1) 施設・設備に関する計画 平成21年度において、被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大に応じて必要となる施設・設備の拡充を図る。 | (1) 施設・設備に関する計画 平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を踏まえつつ、支援センター本部、地方事務所その他の事務所の施設・設備を整備する。 | 業務量の増大を踏まえた計画的な物的体制の拡充に関する取組状況 昨年度 評価：A | | | | | |
| 43 | (2) 人事に関する計画 民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員裁判の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に的確に対応するためには、所要の常勤弁護士の確保を含む組織的、効率的な業務体制の確立が不可欠である。支援センターが担わなければならないこうした重大な責務を視野に入れながら、計画的に常勤弁護士の増員を始めとする人的体制の拡充を図る。 | (2) 人事に関する計画 民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大を踏まえ、これに的確に対応するため、組織的、効率的な業務体制の確立に必要な常勤弁護士につき所要数の確保を図る。併せて、支援センター本部、地方事務所及びその下部組織について、計画的に人的体制を整備する。 | 業務量の増大を踏まえた計画的な人的体制の拡充に関する取組状況 昨年度 評価：B | | | | | |